

提言に至る経緯

- 日本ADR協会は、ADRの健全な振興を目指し、ADR機関や研究者等で構成。
- ADR法は、2007年の新法施行以来、実質改正が一度もされていない。
- 日本ADR協会では、2012年4月に改正提言を提出。しかし、その後2014年の法務省「ADR法に関する検討会報告書」は、法改正を時期尚早、として見送り。
- しかしその後も、ADRの拡充活性化は進まず、国際潮流に遅れをとる状況。
- 日本ADR協会では、2017年のADR法施行10年を契機に、検討を本格化。
- 今回の提言は、実現されなかった2012年提言をベースとしつつ、その後の国内外の状況を踏まえ、提言内容を拡充したもの。

主な提言の内容

提言1: ADRと裁判手続等との関係に関する理念の明確化

ADRと裁判との関係、また、民間型ADRと民事調停等の司法型ADR及び行政型ADRの関係について、両者が紛争解決手段として対等の関係にあることを規定上明確化すべき。

提言4: 大規模災害時等における規則変更等の認証の迅速化等

時限的に、規則から外れたADRを行うことを許容すること、認証を短期間(数日など)で行うこと(緊急認証)などの取扱いを検討すべき。

提言6: ADR前置事件の拡大

現状の他にADRを前置すべき事件がないかにつき検討を加え、必要な場合には、**民事調停等の前置事件を拡大**するとともに、当該事件につきADR法第27条による特例の対象となることを検討すべき。

提言7: 裁判所等によるADR利用の勧奨・付ADR

訴訟事件が係属する**裁判所等は**、適当と認めるときは、事件の性質に応じて適当と認められるADR機関において和解交渉をすることを勧めることができるとする旨の明文規定を設けるべき。さらに、**必要と認めるときは、事件を認証ADRの手続に付すことができる旨の規定を設ける**ことを検討すべき。

提言8: 手続応諾義務の適用範囲の拡大

現在一部のADRで導入されている**手続応諾義務**に関する規律の適用範囲をさらに拡大する可能性について、検討に着手すべき。

提言9: ADRにおける和解合意に対する執行力の付与

ADRにおける和解合意に対して、当該認証ADR機関の選択により、**裁判所の執行決定による執行力の付与を可能とすべき**。

提言10: 秘密の取扱いについての規定の整備

調停に関する情報について、手続実施者及びADR事業者の守秘義務を規定することにより、守秘義務の対象となる事項について**民事・刑事訴訟での証言拒絶や捜査機関等第三者からの照会に対する回答拒絶を可能にするための根拠規定を整備すべき**。

提言2・15: ADR利用促進のための国の責務の明確化、国側の体制強化

ADRの担い手の資質の向上や裁判所等とADRとの適切な連携のために必要な措置を講ずることについての国の責務を、規定上明確化するとともに、内閣としてADR利用促進計画を閣議決定する、省庁間の連絡会議を積極的に実施するなどの措置をとるべき。